

平和カレンダーの絵 メッセージも募集

市では毎年、平和への願いを込めて小学生が描いた絵と、小学生と市民のメッセージを掲載した「平和カレンダー」を作成しています。みなさんのご応募をお待ちしています。

問企画経営課 ☎内線2115

平和をテーマにした絵

B4判の用紙に横長で、平和について自由(文字は入れない)に描いてください。

人市内在住の小学生(グループでの作成も可)

申9月7日(水)までに、市立小学校の児童は学校へ、そのほかの学校へ通う児童は用紙の裏面に必要事項(11面参照)を記入して持参または郵送で「〒181-8555企画経営課」(市役所第二庁舎1階)へ ※応募者全員に完成した平和カレンダーを、入選者には記念品を差し上げます。

※11月ごろに開催する「平和の絵展」で応募作品を展示(学年・クラス・氏名を表示)します(応募多数の場合は入賞作のみを展示することがあります)。

平和へのメッセージ

8月15日(月)の戦没者追悼式並びに平和祈念式典、平和展などの会場に備え付けたアンケート用紙に、平和への思いを自由にお書きください(郵送も可)。平和をテーマにした絵を応募する児童は、絵と一緒に提出してください。

※入賞した児童には記念品を差し上げます。



平和ビデオ・平和関連パネルを貸出中

申問企画経営課 ☎内線2115

市では平和関連のパネルやビデオを貸し出しています。時とともに薄れつつある戦争の記憶を、自分たちの住むまちの出来事として語り継ぎ、平和の尊さについて考えてみませんか。パネルについてくわしくは市ホームページ **HP** http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/003/003636.htmlをご覧ください。

◆平和ビデオ「そして60年 三鷹のまちは戦場だった」(平成17年制作、約20分、VHS)

市内に残る戦跡の紹介／戦争体験者へのインタビュー ほか

東日本大震災

「被災地報告と救援活動報告会」

震災で甚大な被害を受けた宮城県石巻市の被災状況と被災後のボランティア活動や復興に向けた現地の取り組み、市や三鷹青年会議所、三鷹市社会福祉協議会などが協働して行ってきた被災地救援活動について報告します。

人90人 **日**8月27日(土)午後3時～5時30分

所福祉会館 **申問**三鷹市社会福祉協議会 ☎46-1108(先着制)

ポロシャツ で

「スポーツ祭東京2013」をPR

—販売価格の一部は義援金として寄付します—

平成25(2013)年に都内各地を会場として開催されるスポーツ祭東京2013(第68回国民体育大会・第13回全国障害者スポーツ大会)では、市内でもサッカー・ソフトボール・アーチェリーなどの競技が行われる予定です。市では同大会のマスコットキャラクター「ゆりーと」をあしらったポロシャツを作製し、市職員が勤務中に着用しています。

また、1着2,000円のうち150円は東日本大震災の義援金として寄付することで、被災地の復興を支援します。このほか、(株)まちづくり三鷹や三鷹市体育協会などでも同様のポロシャツを作製し、さまざまなイベントで着用しながら同大会をPRしていきます。

問国体推進室 ☎内線3341



「井の頭恩賜公園西園地区基本設計」策定と「第29回全国都市緑化フェアTOKYO」開催のお知らせ

東京都では井の頭恩賜公園西園地区について、昨年度策定された「基本計画」に続き、さらにくわしい「基本設計」を策定しました。東京都西部公園緑地事務所工事課で閲覧できます。同事務所ホームページ **HP** <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/seibuk/index.html> もご覧ください。

問同事務所工事課 ☎47-0192

※井の頭恩賜公園を主要会場の一つとして、「第29回全国都市緑化フェアTOKYO」が平成24年9月29日(土)～10月28日(日)に開催されます。くわしくは東京都建設局ホームページ **HP** <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/kouen/ryokuka.html> をご覧ください。

戦没者等のご遺族のみなさんへ

第九回特別弔慰金支給のご案内

特別弔慰金は、先の大戦で亡くなられた戦没者等の遺族に対し、改めて弔慰を表すために支給されるものです。

平成17年4月1日～平成21年3月31日に、公務扶助料などを受けていた方が死亡されたことにより、平成21年4月1日において公務扶助料などの受給権者がいない場合に、戦没者等の死亡当時の遺族1人に第九回特別弔慰金(額面24万円、6年償還の記名国債)が支給されます。請求期限は平成24年4月2日(月)です。

申問地域福祉課(市役所2階22番窓口) ☎内線2613へ

原子爆弾被爆者の方へ

見舞金を 支給します

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条に定める被爆者健康手帳(ピンク色の手帳)の交付を受けている方で、今年1月1日～8月15日(月)に引き続き三鷹市に居住し、住民基本台帳または外国人登録原票に登録をされている方に、見舞金(12,000円)を支給します。

対象になると思われる方には、8月15日(月)の「戦没者追悼式並びに平和祈念式典」のご案内と併せて、申請書類をお送りしています。

申8月16日(火)～31日(水)に申請書を持参または郵送で「〒181-8555地域福祉課」(市役所2階22番窓口)へ

問同課 ☎内線2613

東日本大震災に伴う被災地域企業に 勤務されていた労働者の方へ

未払賃金 立替払制度 のお知らせ

企業が倒産したため、賃金が支払われないままに退職した労働者に対して、その未払賃金総額のうち80%を限度に国が事業主に代わって支払う(立替払)制度があります。

退職後、6カ月以内に認定申請が必要です(退職日が平成23年3月11日の場合には、9月11日(日)が認定申請期限)。

立替払を受けることができる方

企業の倒産に伴い退職し未払賃金(総額2万円未満の場合を除く)が残っている方。 ※労働者本人が死亡・行方不明の場合には、遺族・家族が申請できます。

立替払の対象となる未払賃金

退職日の6カ月前の日以降に支払日がある給与と退職金

上限額: 45歳以上＝296万円、30歳以上～45歳未満＝176万円、30歳未満＝88万円

問東京労働局監督課 ☎03-3512-1612または最寄りの労働基準監督署(三鷹労働基準監督署 ☎48-1161)

引き続き、東日本大震災への 義援金を受け付けています

市では「東日本大震災義援金」の募金箱を設置し、義援金を受け付けています。お預かりした義援金は、日本赤十字社を通じて被災した各県に届けられます。

◇設置場所

①市役所1階受付＝午前9時～午後4時30分

②福祉会館＝午前9時～午後5時

③市政窓口・各コミュニティセンター＝各施設の開館時間中

※芸術文化センター、三鷹国際交流協会、シルバー人材センターにも募金箱を設置しています。

◇9月30日(金)まで、全国の郵便局窓口でも義援金を受け付けています

・口座番号 00140-8-507

・加入者 日本赤十字社 東日本大震災義援金

・窓口で義援金であることを伝え、送金に費用はかかりません(10月1日(土)以降は有料)

●日本赤十字社は義援金を100%被災地に送金しています

みなさんからの義援金は、被災した都道府県へ順次速やかに送金し、被災市町村を通じて全額を被災された方々へお届けしています。

※日本赤十字社が事務手数料などを受け取ることはありません。

これまでに寄せられた義援金の送金額や送金先など、くわしくは三鷹市社会福祉協議会ホームページ **HP** <http://www.mitakashakyo.or.jp/> をご覧ください。

問同協議会 ☎46-1108